

見 積 参 考 資 料

四万十市

(金抜)

令和 7 年度

令和 7 年度 貯水工 第1号

高知県 四万十市 西土佐江川崎

江川崎地区耐震性貯水槽整備工事 実施設計書

作業区分 請負

完成期限 令和 8年 3月13日

工種区分 構造物工事（浄水場等）

施工地域区分 補正なし

令和 7年 9月 9日 積算単価適用

単価適用地区 幡多土木事務所 3 地区(北部地区)

- ・「見積参考資料」は入札参加業者の迅速で適正な工事費の見積りのための一資料であり、請負契約を拘束するものではない。
- ・入札においては「見積参考資料」に記載された事項を最優先するものとし、その他の閲覧資料との表示に違いがある場合においても、入札の公正性が確保される範囲で入札事務を継続するものとする。
- ・「見積参考資料」に記載されている積算に関する事項については、契約後、必要に応じて建設工事請負契約書の規定に基づき、協議を行う場合がある。

工事概要			起工又は変更理由
φ 2.0m貯水機能付給水管 (4.0m ³) 1 基			
HPPE φ 75流入管 L=17.7m			
HPPE φ 75流出管 L=17.4m			
HPPE φ 75連絡管 L=1.1m			
φ 75ソフトシール仕切弁 3 基			
図面番号	FROM	TO	
整理番号	-	-	

特 記 仕 様 書

第1条 土木工事共通仕様書の適用

- 1 本工事の施工にあたっては、「高知県建設工事共通仕様書」に基づき実施しなければならない。
- 但し、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改訂された最新のものとする。なお、工事途中で改訂された場合は、この限りではない。

第2条 環境物品等の調達の推進（グリーン購入法）

- 1 本工事において「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）及び「環境物品等の調達に関する基本方針及び調達方針」に基づき重点調達品目について積極的な利用をすること。なお、重点調達品目の中で木材・木製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものを使用することとする。

第3条 県内産資材の優先使用

- 1 本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。
- なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督員の確認を受けること。また、検査時に県外産資材を使用した理由を検査職員に説明すること。

注1：県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。

ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたもの、③木製型枠は、高知県内の森林から生産された木材で製造されたものとする。

注2：県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。

第4条 木製型枠の使用

- 1 木製型枠とは、杉、檜の間伐材等を板材に加工したものと栈木を組み合わせて作成した型枠（以下「木製型枠」という。）をいう。また、一般型枠とは、鋼材または、合板で作成した型枠（以下「一般型枠」という。）をいう。
- 2 設計図書等に「木製型枠」と明示している構造物は、木製型枠を標準的に使用すること。ただし、止め型枠・パチ部への一般型枠の使用は可能とする。
- 3 高知県内産材を用いて木製型枠を製造する事業所は、高知県ホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/>）林業振興・環境部木材産業振興課のページに

掲載しているので参考にすること。

なお、県外産材で製作した木製型枠を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合わせ事項に記載し監督職員の確認を受けること。

- 4 木製型枠は、型枠の現場搬入時から型枠組立、型枠脱型までの施工期間中に現場で木製型枠であることの確認を受けなければならない。確認の方法については、県産材で製作した型枠及び県産材材料には製造者が証明（スタンプ等）を行っているため、その箇所を工事監督職員に提示することで確認とする。
- 5 木製型枠を使用できない事由があり、一般型枠を使用する場合も、その使用理由を施工計画書の打合わせ事項に記載すること。ただし、その場合は一般型枠への設計変更を行う。
- 6 受注者は、発注者が行う木製型枠に関する調査に協力しなければならない。

第5条 木材等を使用した公共土木施設の実績調査

- 1 本工事の受注者は、木材の利用の有無を問わず「木材等を使用した公共土木施設の実績調査表」を作成し提出しなければならない。
- なお、調査表の作成要領、提出は以下のとおりとする。
- 2 調査表の作成要領、提出について
 - （1）調査様式（木材・木製型枠・木製看板を利用した公共土木工事実績調査表）、を高知県ホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/>）林業振興・環境部木材産業振興課のページから、ダウンロードする。
 - （2）記載要領を参考に必要事項を調査様式に記入し、電子納品物に格納し提出する。なお、紙納品の場合は、工事管理資料とは別にCD-R等に納めて工事完成後7日以内に監督職員へ提出すること。

第6条 工事現場における県内産木材の木製品使用

- 1 受注者は、工事請負金額（消費税含む）が250万円以上の場合、「高知県産材利用推進方針」の行動計画に基づき、仮設備や保安施設等の工事用仮設に関する資材は以下の通り、木製品を使用しなければならない。
- ただし、これらに関する経費は諸経費に含むものとする。
- （1）ア～オの資材のうち、いずれかに必ず木製品を使用すること。
 - ア 掲示板（現場組織表、緊急連絡先など公衆に知らせるため設置するもの）
 - イ 工事看板（1ヶ所以上）
 - ウ バリケード（1品以上）
 - エ 木製クッションドラム（1品以上）
 - オ 交通安全管理等の標示板

特 記 仕 様 書

ただし、供用中の道路に係る工事の施工に用いる交通安全管理用標示板の様式仕様等（形態、寸法、色彩ほか）は、「道路工事の安全施設設置要領（案）」（平成8年3月）に準拠すること。

（2）上記1の資材を必要としない工事、委託業務については、その旨を施工計画書に記載し監督職員の確認を得ること。

その場合は、上記1以外の仮設備、保安施設等の工事前仮設資材で木製品をできるだけ1品以上使用すること

例：現場事務所の棚、机、靴箱、ベンチ等

注1：木製品とは、県内産木材で作成した製品または県内産木材の板材を受注者が加工したものとする。

注2：別工事で購入（加工）した木製品の使用も可とする。

注3：使用する木製品については、施工計画打ち合わせ時に監督職員に報告すること。

注4：県内産木材使用（納入）証明書は必要としないが、木製品の写真を工事写真に納めること。

第7条 個人情報の保護

1 受注者は、この契約による工事を施工するための個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守すること。

第8条 ダンプトラック等による過積載の防止

- 1 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 2 さし柵装着車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 3 過積載車両、さし柵装着車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- 4 取引関係のあるダンプトラック事業者が過積載を行い、またさし柵装着車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- 5 建設発生土の処理及び資材の購入等に当たって、下請け業者及び資材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- 6 以上のことにつき受注者は、下請け業者を十分に指導すること。

第9条 軽油単価の適正な運用

1 本工事において、受注者もしくは受注者の下請業者等が使用する建設機械の動力源に使用する軽油において、軽油引取税の課税対象の免許証の交付及び承認がある場合は、すみやかに発注者に報告しなければならない。また、その場合、該当する建設機械に使用する軽油単価は免税後の単価に変更するものとする。

第10条 不正軽油の使用禁止

1 受注者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油を使用してはならない。

注：不正軽油とは、地方税法第144条の32の規定による県知事の承認を受けずに製造又は譲渡された次のものをいう。

- ① 軽油と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和したもの
- ② 軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和して製造されたもの
- ③ 自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素（重油、灯油等）

2 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。

第11条 週休2日制工事の実施について

本工事は、四万十市週休2日制工事実施要領における「週休2日制工事」の対象工事である。詳細については、下記ホームページに掲載する同要領を参照すること。

四万十市入札・契約関連情報ホームページ

(<http://nyusatsu.city.shimanto.lg.jp/oa-08/oa-08-01/index.html>)

なお、発注時において労務費等を補正済みであり、月単位の現場閉所率（週休2日交替制工事の場合は、休日確保）が28.5%に満たない場合又は週休2日制工事が週休2日交替制工事に変更となった場合は、該当補正分を減額して契約変更を行うものとする。

第12条 工事施工中の情報共有システムの活用について（発注者指定型）

1 本工事は、監督職員及び受注者の間で受け渡される書類を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システム活用の発注者指定工事である。発注者指定型にあつては、情報共有システムの活用を義務付ける工事であり、受注者希望型は契約後、受発注者間の協議により活用を決定する工事である。なお、詳細については、「情報共有システム運用ガイドライン（案）四万十市」によること。

2 システムを活用する際、受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

- （1）情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
- （2）サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
- （3）（2）の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員もしくは受注者が判断した場合、又は復旧もしくは処理対応が不適切な場合には、

特 記 仕 様 書

受注者はサービス提供者と協議のうえ情報共有システムの利用を停止することができる旨

- 3 受注者は、監督職員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第 1 3 条 標示板の設置

- 1 高知県建設工事共通仕様書第 1 編 1 - 1 - 23 施工管理に規定する標示板の設置にあたっては、本工事が「国土強靱化対策工事」である場合は、その旨を明示するものとする。掲示方法の詳細については、「防災・減災、国土強靱化のための加速化対策に係る標示施設の設置について」（令和 3 年 6 月 23 日付け 3 高技管第 92 号通知）等を参考とすること。なお、本工事が「国土強靱化対策工事」に該当するかは、施工計画打合せ等の際に監督職員に確認すること。

第 1 4 条 ウィークリー・スタンスについて

- 1 本工事は、計画的な工事の履行を確保しつつ、非効率なやり方の工事の環境等を改善し、より一層魅力のある仕事、現場の創造に努めることを目的としたウィークリー・スタンス対象工事である。なお、取組内容及び進め方は、ウィークリー・スタンス実施要領によるものとする。
(令和 6 年 3 月 1 3 日付け 5 高技管第 4 0 6 号「ウィークリー・スタンス実施要領の制定について」参照)

第 1 5 条 工事实績データ作成、登録

- 1 高知県建設工事共通仕様書共通編 1 - 1 - 1 - 6 に基づき、受注者は工事請負金額 500 万円以上（単価契約の場合は登録不要）の全ての工事について、工事实績情報サービス（コリンズ）に受注・変更（工期、請負代金額、技術者）・完成・訂正時の工事实績データを登録しなければならない。

第 1 6 条 再生資源利用（促進）計画書及び実施書の提出並びに建設発生土の搬出に係る事前確認及び受領書について

- 1 受注者は、建設資材の利用量の大小に関わらず工事請負代金額が 1 0 0 万円以上の場合、又は、土砂の搬入量又は搬出量が 500m³ 以上の場合、再生資源利用計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式 1）を建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により作成し、施工計画書と併せて提出しなければならない。
- 2 受注者は、建設副産物の搬入量・搬出量の大小に関わらず工事請負代金額が 1 0 0 万円以上の場合、又は、土砂の搬入量又は搬出量が 500m³ 以上の場合、再生資源利用促進計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式 2）を COBRIS により作成し、施工計画書と併せて提出しなければならない。

- 3 受注者は、500m³ 以上の建設発生土を搬出する建設工事において再生資源利用促進計画を作成しようとするときは、あらかじめ工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更についての土壌汚染対策法等の手続きの確認並びに搬出先が宅地造成及び特定盛土等規制法及び土砂条例の許可地等であるかなどの確認を行い、その確認結果を記載した書面を作成し再生資源利用促進計画の添付資料とする。

- 4 受注者は、再生資源利用（促進）計画書の内容を発注者に説明しなければならない。また、再生資源利用（促進）計画書（現場掲示用様式）を公衆が見やすい場所に掲げること。

- 5 受注者は、500m³ 以上の建設発生土を搬出する建設工事において建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに、当該搬出先の管理者に対し、受領書の交付を求め、記載された搬出先の名称及び所在地が計画と一致することを確認する。なお、発注者から請求があった場合は速やかに受領書を提示すること。

- 6 受注者は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、搬入元の管理者に対し受領書を交付する。

- 7 受注者は、再生資源利用（促進）計画書、実施書及び受領書を工事完了日から 5 年を経過する日まで保存すること。

（参考）COBRIS については、建設副産物情報センターのホームページ

（<http://www.recycle.jacic.or.jp>）より、利用申請等を行うことができる。

第 1 7 条 産業廃棄物管理票等の提出

- 1 受注者は、本工事に伴い発生する産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）を遵守し、工期内に最終処分（埋立処分、海洋投入処分、又は再生）を終了しなければならない。また、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認するとともに発注者にその E 票の確認を受けなければならない。

ただし、廃掃法を遵守したうえで、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、発注者が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとするが、最終処分終了後すみやかに発注者にその旨を報告しなければならない。この場合、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに発注者にその B 2 票の確認を受けなければならない。また、最終処分終了後すみやかに E 票の確認を受けなければならない。なお、廃掃法に定める電子情報処理組織を使用する場合は、監督職員と別途協議するものとする。

特 記 仕 様 書

第18条 建設副産物対策（建設副産物処理の数量確認）

本工事において、現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から建設副産物を搬出する場合、受注者は、搬出時等に以下のいずれかの作業を行い撮影したデジタル写真（電子データ）等を設計数量の確認資料として、監督職員に提出等をするものとする。

（作業内容）

（1）建設副産物の処理数量を重さ（「t」）の単位とする場合

- ①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（各積載重量別車両毎に1工程以上（以下「代表写真」という。））
- ②受注者は、①の全車両について処理施設に設置されているトラックスケールにて、重さを測定し、レシート等の記録を保管する。
- ③受注者は、監督職員に①の電子データを提出し、②の記録を提示する。

（2）建設副産物の処理数量を体積（「m3」）の単位とする場合次の1）から3）のうち、いずれかの方法により確定する。

- 1）コンクリート殻、アスファルト殻及び土砂など地山の状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができるものは、地山測定による設計数量の確定をする。

受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。

（代表写真）

2）前記「（1）建設副産物の処理数量を重さ（「t」）により確認する場合」により重さを測定し、換算係数を用いて体積を算出して設計数量を

確定する。

- ・コンクリート塊（鉄筋）2.5（t/m3） ・コンクリート塊（無筋）2.35（t/m3）
- ・アスファルト塊2.35（t/m3） ・掘削土（土砂）1.8（t/m3）
- ・掘削土（軟岩）2.2（t/m3） ・掘削土（硬岩）2.5（t/m3）

3）地山状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができずに、掘削や取壊しなどを行った場合は、現場外への搬出の際に

以下により確認する。

- ①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）。

（全車写真）

- ②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。（全車写真）

- ③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（全車写真）

- ④受注者は、監督職員に②③の電子データを提出する。

（3）受注者と処理施設との間の処理数量を「台数」による契約とする場合

- ①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）。

（全車写真）

- ②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。（全車写真）

- ③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（全車写真）

（4）建設副産物（建設発生木材（伐採木を含む））を木材市場等に搬出する場合

- ①受注者は、木材を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時に、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する。

（木材市場等まで運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。ただし、伐採木の売却を目的とした伐採木の枝打ち、玉切り等の加工、選別をしたものは、マニフェスト交付番号の記載は必要ない。）

- ②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるよう運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（代表写真）

- ③受注者は、監督職員に②の電子データを提出し、木材市場等の受入伝票等を提示する。

第19条 舗装版の切断作業時に発生する排水の処理

- 1 舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収することを基本とする。また、回収された排水については、適正に処理すること。

特 記 仕 様 書

また、処理数量については、処理実績により変更契約するものとする。なお、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）を監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

2 上記により難い場合は、適正な処理方針について発注者と協議を行うこと。

第20条 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

1 監督職員の立会を要する工種については、施工計画書提出時に、立会時期・頻度等を定めるものとする。

第21条 工事完成図書の記録方法（電子納品）

1 本工事における工事完成図書の記録方法については、電子納品に関する基本方針（平成23年6月24日付け23高建管第610号）に基づき実施すること。

基本方針本文

公共事業にかかる委託業務の成果品及び請負工事の工事完成図書の記録方法については、電子納品運用に関するガイドライン（委託業務編・工事編）を適用する。

ただし、草刈り・清掃・除雪に関する業務（路河川等の維持管理業務を含む）、崩土の取り除き工事、特に緊急を要する応急工事、競争入札によらない維持修繕工事については、受注者が記録方法（電子納品か紙納品）を選択することができる。

なお、工損及び物件調査業務、個人・NPO等に委託する業務、事業主管課が別途定めたものは適用外とする。

2 電子納品運用に関するガイドラインについては、四万十市ホームページを参照すること。

第22条 電子納品で提出されたデジタル写真

1 電子納品により引渡しを受けた工事完成図書のデジタル写真については、無断編集等についての調査を行うことがある。

なお、調査した結果、無断編集の疑いのあるものについては、検査及び引渡し後であっても書面による事実確認を行うものとする。

第23条 デジタル工事写真の黒板情報電子化

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入及び、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の1から4の全て

を実施することとする。

1 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理)2撮影基準に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、使用機器を限定するものではない。

2 デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、前項1の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理)2撮影基準による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3 黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理)及び高知県電子納品運用に関するガイドライン第5.2版（工事編）の表 2-1電子納品に関連する要領・基準に定めるデジタル写真管理情報基準に準ずるが、前項2に示す黒板情報の電子的記入については、高知県電子納品運用に関するガイドライン第5.2版（工事編）の5-3. デジタル写真の編集で規定されている写真編集には該当しない。

4 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、前項2に示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「黒板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL(<https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出

特 記 仕 様 書

するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

第24条 施工管理

- 品質管理は「高知県工事技術管理要綱 品質管理基準」により実施し、その他の試験区分に係る試験項目についても必要に応じて試験を行うものとする。

第25条 排出ガス対策型建設機械

- 本工事において、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号 最終改正平成22年3月18日付国総施第291号）」、排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（国土交通省告示第348号、平成18年3月17日）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づき、技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を、本工事において使用する場合はこの限りではない。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明等により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。また、請負金額（税込み）が5千万円以下の工事については、未対策型建設機械を所有しており、新たな出費を強いられる等の理由がある場合は、施工計画打ち合わせ時に監督職員と協議し、止むを得ないと判断された場合は、未対策型建設機械を使用することができないものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、電子納品の際に施工状況写真に格納すること。

機 種

- ・バックホウ
- ・トラクタショベル（車輪式）
- ・ブルドーザ
- ・発動発電機（可搬式）
- ・空気圧縮機（可搬式）

- ・油圧ユニット（次に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの 油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）

- ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ
- ・ホイールクレーン（ラフテレーンクレーンを含む）

※対象はディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。

第26条 交通誘導警備員の配置

- 交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法（昭和47年法律第117号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等他職種の者を従事させてはならない。

ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでない。

- 交通誘導警備員Aが必要な交通誘導警備業務については、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1人以上配置することとする。

なお、配置する警備員の検定合格証の写しを事前に監督職員に提出し、警備員に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同資料を提出することとする。

- 交通誘導警備員Aが必要でない交通誘導警備業務については、警備業者の警備員であれば、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員である必要はない。

また、警備業者の警備員の配置が困難な場合は、別に定める手続きにより、警備業者の警備員によらず建設作業員等他職種の者を交通誘導員として従事させることができることとする。なおその際、受注者は、交通誘導に関する安全教育を建設作業員等に行なったうえ、交通誘導員として専任させること。

- 交通誘導警備員の人手不足により、施工箇所周辺の警備業者からの配置が困難であり、やむなく現場までの通勤が長時間となる場合において、その費用の設計計上を希望する場合は、建設工事請負契約書第18条（契約変更）に基づき、「移動距離及び移動時間が確認できる資料」及び契約予定の警備業者より施工箇所に近い、全ての警備業者（営業所等含む）の「交通誘導警備員の配置に関する確認書」を付して確認請求を行うこと。

特 記 仕 様 書

ただし、対象となる警備業者の「交通誘導警備員の配置に関する確認書」が提出できない場合は、設計変更の対象としないものとする。

第 2 7 条 成績評定の公表

- 1 「四万十市建設工事成績評定要綱」で、成績評定を行なった場合は、「工事成績評定について（通知）」及び「項目別評定点」を公表することとする。

第 2 8 条 設計図書の変更

- 1 設計変更等については、建設工事請負契約書第 1 8 条から第20条及び第22条から第25条並びに高知県建設工事共通仕様書共通編1-1-1-14から1-1-1-16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「建設工事請負契約における設計変更ガイドライン（令和 3 年12月（四万十市））」によることとする。

第 2 9 条 法定外の労災保険の付保

- 1 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第 3 0 条 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

- 1 本工事は熱中症対策に資する現場管理費の補正の対象工事である。実施にあたっては下記のホームページを参照すること。

高知県土木部技術管理課ホームページ

(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170601/>)

第 3 1 条 工期

工期には、実働日数、雨天日、準備期間、後片付け期間及びその他作業不能日が含まれる。

また、工期に猛暑日を含むと想定される工事には、猛暑日日数 9 日が工期に含まれている。なお、実際の猛暑日日数が 9 日から大きく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を請求することができる。

（港湾工事及び港湾海岸工事を除く）

※猛暑日とは、8 時から 17 時までの WBGT 値が 31 以上の時間を足し合わせた日数（休日を除く）とする。WBGT 値は、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている観測データによる。

第 3 2 条 その他

- 1 その他疑義がある場合は、監督職員と協議のうえ決定すること。

施 工 条 件 明 示 書

工事番号 貯水工

第1号

明示事項（説明書）

【工程関係】

1. 他の工事による施工時期及び全体工期等への影響・・・・・・・・無

2. 施工時期、施工時間及び施工方法の制限

（1）制限を受ける時期及び時間

8：00～8：30及び17：15～17：45は、市職員等の通勤時間となるため、30分間程度は、出入りに注意すること。また、8：30～17：15の間であっても、出入りがあるため注意すること。

3. 当該工事の関係機関との協議の未成立事項・・・・・・・・無

4. 他官庁等の特定条件による影響・・・・・・・・無

5. その他・・・・・・・・無

【用地関係】

施 工 条 件 明 示 書

工事番号 貯水工

第1号

明示事項（説明書）

1. 工事用地等の未処理部分・・・・・・・・無

2. 仮設ヤード等に官有地及び発注者借り上げ地の使用・・・・・・・・無

【安全対策関係】

1. 交通安全施設等の指定・・・・・・・・無

2. 近接する公共施設・・・・・・・・鉄道・ガス・電気・電話・水道・・・・・・・・無

3. 防護施設の必要・・・・・・・・落石・土砂崩落・・・・・・・・無

4. 発破作業等の保安設備及び保安要員の配置の指定・・・・・・・・無

5. 発破作業等の制限・・・・・・・・無

施 工 条 件 明 示 書

工事番号 貯水工

第1号

明示事項（説明書）

【工事用道路関係】

1. 一般道路を搬入路として使用する場合

(1) 経路、期限の制限・・・・・・・・無

(2) 使用中及び使用後の処置・・・・・・・・無

2. 仮設路を設置する場合

(1) 安全施設等の設置の必要・・・・・・・・無

(2) 工事終了後の措置・・・・・・・・撤去

(3) 維持及び補修の必要・・・・・・・・無

施 工 条 件 明 示 書

工事番号 貯水工

第1号

明示事項（説明書）

3. 一般道路の占用の必要・・・・・・・・無

【仮設備関係】

1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を次年度に使用又は転用、兼用の予定・・・・・・・・無

2. 仮設備の構造、施工方法の指定・・・・・・・・無

3. 仮設備の設計条件・・・・・・・・無

【建設副産物関係】

1. 建設発生土の搬出・・・・・・・・有

(1) 搬出先の名称 (有)竹村総合建設（リサイクルヤマト）

搬出先の所在地 四万十市西土佐下家地字アカバイ919

運搬距離 14.1 km

その他 建設発生土の搬出先は、上記を予定している。

搬出先が変更となる場合は、設計変更の対象とする。

また、受注者の都合により搬出先を変更する場合は、発注者の

施 工 条 件 明 示 書

工事番号 貯水工

第1号

明示事項（説明書）

承諾を得ること。

2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要・・・・・・無

3. 産業廃棄物の処理条件（*処理を委託する場合は、委託契約条件締結のうえマニフェストを使用のこと）

（1）処理場所 四万十市具同7217-2

処理方法（指定） 再資源化处理（As）

処理場の受入条件

※上記については、「処理方法」は指定とするが、「処理場所」は、積算上の
条件明示であり指定事項ではない。

（2）処理場所 高知市仁井田4519

処理方法（指定） 再資源化处理（Asカッター汚泥）

処理場の受入条件

※上記については、「処理方法」は指定とするが、「処理場所」は、積算上の
条件明示であり指定事項ではない。

【公害対策関係】

施 工 条 件 明 示 書

工事番号 貯水工

第1号

明示事項（説明書）

1. 公害防止（騒音・振動・粉じん等）のため、施工方法、機械施設・作動時間等の制限・・・・・・・・無

2. 第三者に被害を及ぼすことの懸念・・・・・・・・無

【工事支障物件関係】

1. 地上、地下等の支障物件・・・・・・・・無

2. 地上、地下等の占用物件工事と重複施工・・・・・・・・無

【排水工（濁水処理を含む）関係】

1. 濁水、湧水等の処理対策の指定・・・・・・・・無

【現場環境改善関係】

1. 現場環境改善費・・・・・・・・無

施 工 条 件 明 示 書

工事番号 貯水工

第1号

明示事項（説明書）

【その他】

1. 工事用資機材等の保管指定・・・・・・・・無

2. 工事現場発生品の処理指定・・・・・・・・無

3. 支給資材及び貸与品・・・・・・・・無

4. 工事用電力等の指定・・・・・・・・無

5. 交通誘導警備員の配置・・・・・・・・無

6. その他

本工事で購入するレスキュータッポ（応急給水用器具）は、通水確認後に西土佐総合支所に納品する事。

工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本工事費					
水道					
貯水槽整備					
貯水槽					
整地					
労務	式	1			明細表 第1号
本体設置					
材料費	式	1			明細表 第2号
労務費	式	1			明細表 第3号
廻り配管					

工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
管材費					明細表 第4号
	式	1			
材料費					明細表 第5号
	式	1			
労務費					明細表 第6号
	式	1			
土工					明細表 第7号
	式	1			
門・フェンス・舗装					
材料費					明細表 第8号
	式	1			
労務費					明細表 第9号
	式	1			
直接工事費計					
共通仮設費率分					
	式	1			
共通仮設費計					

工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
純工事費					
現場管理費	式	1			
現場管理費					
工事原価					
一般管理費等	式	1			
工事価格					
消費税等相当額					
請負工事費					

明細表 第 1号
労務

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
舗装版切断 アスファルト舗装版，15cm以下，しない<標準>(全ての費用)	m	13			施工P 第 1 号
舗装版破碎 アスファルト舗装版，障害無し，騒音振動対策不要，15cm以下，積込作業有り，しない<標準>(全ての費用)	m ²	20			施工P 第 2 号
床掘り 土砂，上記以外(小規模)，しない<標準>(全ての費用)	m ³	11			施工P 第 3 号
埋戻し 上記以外(小規模)，土砂，しない<標準>(全ての費用)	m ³	5			施工P 第 4 号
舗装版切断汚泥運搬(荷卸し含む) 3t積(0.5m ³) L=200kmまで	台	1			
処分料 カッター汚泥 汚泥-2	式	1			処分費
殻運搬 舗装版破碎，機械(騒音対策不要、厚15cm以下)，DID区間無し，60.0km以下，しない<標準>(全ての費用)	m ³	0.8			施工P 第 5 号
処分料 再生プラント(As) 再生AS-9	m ³	0.8			処分費
土砂等運搬 小規模，バックホウ山積0.28m ³ (平積0.2m ³)，土砂(岩塊・玉石混り土含む)，DID区間無し，19.0km以下	m ³	6			施工P 第 6 号
残土処分費 土砂	m ³	6			処分費

明細表 第 3号
労務費

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
貯水槽設置工 890kg 合成樹脂製以外:SUS304 基礎固定手間含む 機器等据付工(第4類)	式	1			単価表 第 1 号
コンクリート 別紙、施工単価条件一覧表(明細表 第3号-002)参照	m ³	5			施工P 第 7 号
型枠 一般型枠，鉄筋・無筋構造物	m ²	6			施工P 第 8 号
鉄筋工 SD345 D16～D25，一般構造物，10t未満，週休2日補正:現場閉所(月単位)	t	0.27			単価表 第 2 号
鉄筋工 SD345 D13，一般構造物，10t未満，週休2日補正:現場閉所(月単位)	t	0.01			単価表 第 3 号
コンクリート 無筋・鉄筋構造物，人力打設，C=170kg/m ³ (高炉)，養生工無し，現場内小運搬無し， しない<標準>(全ての費用)，小型車加算有り(4t車)その他の地区	m ³	0.5			施工P 第 9 号
型枠 一般型枠，均しコンクリート	m ²	0.6			施工P 第 10 号
基礎碎石 12.5cmを超え17.5cm以下，再生クラッシュラン RC-40，しない<標準>(全ての費用)	m ²	10			施工P 第 11 号
1 式 当り					

明細表 第 4号
管材費

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
水道配水用 ^ホ リエチレン管 (m) EF受口付 φ75	m	10.0			管材費
水道配水用 ^ホ リエチレン管 (m) ブレンエント ^ス φ75	m	22.7			管材費
EF ソケット φ75	個	3			管材費
EF チーズ ^ス 両受 φ75×φ75	個	2			管材費
EF ヘント ^ス 両受 φ75×45 ^ス	個	4			管材費
EF ヘント ^ス 両受 φ75×90 ^ス	個	3			管材費
PE挿し口付ソフシール仕切弁 φ75(7.5K) 開度計付 内外面 ^ホ キシ樹脂粉体塗装	個	3			管材費
^ホ ホ ^ス リPVシ ^ョ イント φ75 ^ホ リエチレン管×塩ビ ^ス 管 内外面 ^ホ キシ樹脂粉体塗装・材質: 鋳鉄製 離脱防止金具付	個	2			管材費
^ホ ホ ^ス リ小曲管 φ75×90 ^ス 内外面 ^ホ キシ樹脂粉体塗装・離脱防止金具付	個	2			管材費
水道用硬質塩化ビ ^ニ ルライニング ^ス 鋼管 80A JWWA-K116 SGP-VB(垂鉛メッキ)	m	3.4			管材費

明細表 第 4号
管材費

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
水道用ライニング鋼管用管端防食エルボ 80A×90° JWWA K 150	個	2			管材費
フレキシブルジョイント 80A L=0.6m (SUS製)	組	1			管材費
フレキシブルジョイント 80A L=0.8m (SUS製)	組	1			管材費
VLP フランジ 80A 管端防食継手(10K)	個	2			管材費
フランジ接合付属品 φ75 RF形-10K	組	4			管材費
水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 40A JWWA-K116 SGP-VB(亜鉛メッキ)	m	4.5			管材費
水道用ねじ込み式管端防食管継手 径違いソケット (2*1/2)×(1*1/2)、φ65×φ40	個	1			管材費
VLP ニップル 40A 管端防食継手	個	1			管材費
水道用ライニング鋼管用管端防食エルボ 40A×90° JWWA K 150	個	3			管材費
スリース弁(両F付) φ40	個	1			管材費

明細表 第 4号
管材費

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
VLP フランジ [°] 40A 管端防食継手(10K)	個	1			管材費
フランジ [°] 接合付属品 φ 40 RF形-10K	組	2			管材費
横水栓 φ 25 胴長	個	1			管材費
青銅製ソフトシル仕切弁 丸ハット [°] ル・ゲート形 φ 25	個	2			管材費
SUSユニオンソケット φ 25	個	1			管材費
SUS六角ニップ [°] ル φ 25	個	4			管材費
SUSチース [°] φ 25	個	1			管材費
継手 テーパ [°] ー外ネジ [°] 25A×32A [°] ロー受	個	1			管材費
レスキュータッ [°] プ 給水部、立脚部、フレキ管、収納バ [°] ック、SUS304、SCS13 同等品	式	1			
1 式 当り					

明細表 第 5号
材料費

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ネジ式仕切弁ボックス鉄蓋 CVONS 20G-25LU H=600用					
	個	3			
弁ボックス 25 25CA1.5 NHV0-25-150CA 同等品					
	個	3			
弁ボックス 25 25S NHV0-25-60S (NXK) 同等品					
	個	3			
支持金具 40A用 SUS製					
	組	2			
支持金具 80A用 SUS製					
	組	2			
1 式 当り					

明細表 第 6号
労務費

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
据付工(ホリエチレン管(融着接合)布設) φ75mm	m	36.3			単価表 第 4 号
ホリエチレン管切断 φ75mm	口	9			単価表 第 5 号
継手工(ホリエチレン管(融着接合)布設) φ75mm , 1口継手/箇所	箇所	16			単価表 第 6 号
継手工(ホリエチレン管(融着接合)布設) φ75mm , 2口継手/箇所	箇所	5			単価表 第 7 号
メカニカル継手工(ホリエチレン管布設) φ75mm	口	4			単価表 第 8 号
メカニカル継手(鋳鉄管布設) φ75mm以下	口	4			単価表 第 9 号
フランジ継手(鋳鉄管布設) JWWA 10K , φ65mm以下	口	2			単価表 第 10 号
フランジ継手(鋳鉄管布設) JWWA 10K , φ75(80)mm	口	4			単価表 第 11 号
硬質塩化ビニル管切断 φ75mm	口	2			単価表 第 12 号
小口径管布設(人力)据付工(鋼管布設) φ40mm	m	4.5			単価表 第 13 号

明細表 第 6号
労務費

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
小口径管布設(人力)据付工(鋼管布設) φ 80mm	m	3. 4			単価表 第 14 号
小口径管切断(鋼管布設) φ 40mm	箇所	4			単価表 第 15 号
小口径管切断(鋼管布設) φ 80mm	箇所	4			単価表 第 16 号
小口径管ねじ切り(鋼管布設) φ 40mm	箇所	6			単価表 第 17 号
小口径管ねじ切り(鋼管布設) φ 80mm	箇所	6			単価表 第 18 号
小口径管ねじ込み(鋼管布設) φ 25mm	口	9			単価表 第 19 号
小口径管ねじ込み(鋼管布設) φ 40mm	口	7			単価表 第 20 号
小口径管ねじ込み(鋼管布設) φ 80mm	口	6			単価表 第 21 号
小口径管布設(人力)据付工(鋼管布設) φ 75mm フレキシブルジョイント	m	1. 4			単価表 第 22 号
仕切弁 バックライ弁設置・撤去(人力) 設置 , φ 75mm	基	3			単価表 第 23 号

明細表 第 6号
労務費

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
仕切弁ボックス設置工(円形1号) φ75用 H=600用	組	3			単価表 第 24 号
止水栓取付工 止水栓のみ取付 , 鋼管用 , φ25mm	箇所	2			単価表 第 28 号
止水栓取付工 止水栓のみ取付 , 鋼管用 , φ40mm	箇所	1			単価表 第 29 号
硬質塩化ビニル管用鋳鉄異形管被覆 曲管 , φ75mm	箇所	2			単価表 第 30 号
硬質塩化ビニル管用鋳鉄異形管被覆 フランジ短管トレッシングジョイント , φ75mm	箇所	2			単価表 第 31 号
保温工 ハールフ部 SUS製 t=30mm 25A	箇所	1			
保温工 直管部 SUS製 t=30mm 80A	m	3.8			
保温工 エルボ部 SUS製 t=30mm 80A	箇所	2			
支持金具設置工 1組/2本	組	8			単価表 第 32 号
コンクリート削孔(さく岩機) 削孔深さ100mm以上200mm未満	孔	1			施工P 第 12 号

明細表 第 6号
労務費

明細表

[illegible]

明細表 第 7号
 土工

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
舗装版切断 アスファルト舗装版 , 15cm以下 , しない<標準>(全ての費用)	m	40			施工 P 第 1 号
舗装版取壊し(バックホ直接掘削積込) 0cm超え10cm以下 , 山積0.28m3	m ²	18			単価表 第 35 号
バックホ掘削積込 山積0.28m3 , 礫質土・砂・砂質土・粘性土	m3	14			単価表 第 36 号
管路埋戻(機械埋戻・バックホ) 山積0.28m3 , 砂	m3	6			単価表 第 37 号
管路埋戻(機械埋戻・バックホ) 山積0.28m3 , 流用土	m3	6			単価表 第 38 号
路盤工 施工幅 1.8m未満 , 仕上がり厚140 mm, 再生粒調砕石 RM-30	m ²	18			単価表 第 39 号
舗装版切断汚泥運搬(荷卸し含む) 3t積(0.5m3) L=200kmまで	台	1			
処分料 カッター汚泥 汚泥-2	式	1			処分費
殻運搬 舗装版破碎 , 機械(騒音対策不要、厚15cm以下) , DID区間無し , 60.0km以下 , しない<標準>(全ての費用)	m3	0.7			施工 P 第 5 号
処分料 再生ﾌﾟﾗﾝﾄ(As) 再生AS-9	m3	0.7			処分費

明細表 第 7号
土工

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土砂等運搬 小規模 ,ハックル山積0.28m3(平積0.2m3) ,土砂(岩塊・玉石混り土含む) ,DID区間無し ,19.0km以下	m3	7			施工P 第 6 号
残土処分費 土砂	m3	7			処分費
ハックル掘削積込 山積0.28m3 ,礫質土・砂・砂質土・粘性土	m3	0.7			単価表 第 36 号
土砂等運搬 小規模 ,ハックル山積0.28m3(平積0.2m3) ,土砂(岩塊・玉石混り土含む) ,DID区間無し ,19.0km以下	m3	0.7			施工P 第 6 号
残土処分費 土砂	m3	0.7			処分費
不陸整正工 施工幅 1.8m未満 ,補足材:無	m ²	18			単価表 第 40 号
表層(車道・路肩部) 平均幅員1.4m未満(仕上厚50mm以下) ,40 mm,再生密粒度7スコン(13) ,プライムコート PK-3 ,しない<標準>(全ての費用) ,小型車加算有り ,夜間割増無し ,溶融スラグ有り	m ²	18			施工P 第 13 号
1 式 当り					

明細表 第 9号
労務費

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
コンクリート 別紙、施工単価条件一覧表(明細表 第9号-001)参照	m ³	0.8			施工P 第 14 号
上層路盤(車道・路肩部) 再生粒度調整砕石 RM-30 , 100 mm, 1層施工 , しない<標準>(全ての費用)	m ²	8			施工P 第 15 号
型枠 一般型枠 , 鉄筋・無筋構造物	m ²	1			施工P 第 8 号
目地板 30m2未満 , 瀝青繊維質目地板t=10	m ²	1			施工P 第 16 号
表層(車道・路肩部) 平均幅員1.4m未満(仕上厚50mm以下) , 40 mm, 再生密粒度アスコン(13) , プライムコート PK-3 , しない<標準>(全ての費用) , 小型車加算有り , 夜間割増無し , 溶融スラグ有り	m ²	2			施工P 第 13 号
上層路盤(車道・路肩部) 再生粒度調整砕石 RM-30 , 100 mm, 1層施工 , しない<標準>(全ての費用)	m ²	2			施工P 第 15 号
金網・支柱(立入防止柵)(材料費除く) 基礎ブロック , 支柱間隔2m	m	15			施工P 第 17 号
門扉(材料費除く) 片開き , 門柱高2m以下	基	1			施工P 第 18 号
基礎ブロック・鋼管基礎 基礎ブロック , 金網柵 , 基礎砕石有り (t=10cm) , しない<標準>(全ての費用)	基	9			施工P 第 19 号
基礎ブロック・鋼管基礎 基礎ブロック , 門扉 , 基礎砕石有り (t=10cm) , しない<標準>(全ての費用)	基	2			施工P 第 20 号

明細表 第 9号
労務費

明細表

[illegible]

単価表 第 2号		鉄筋工		単価表		(1)
金額：		内容：SD345 D16～D25，一般構造物，10t未満，週休2日補正：現場閉所(月単位)		1 t 当り		
名称・規格・条件		単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
鉄筋工(市場単価) 一般構造物		t	1.0			
異形棒鋼 D16～25 SD345		t	1.03			
諸雑費		式	1			
		(	1	t 当り		)
*** 施工条件 ***						
材料費(規格・径) : SD345 D16～D25						
市場単価(規格・仕様) : 一般構造物						
市場単価(施工規模)全規格・径の合計 : 10t未満						
市場単価(時間的制約) : 時間的制約:無						
市場単価(作業時間帯) : 標準						
市場単価(トン内作業) : トン内作業なし						
市場単価(法面作業) : 法面作業なし						
市場単価(太径鉄筋の割合) : 太径鉄筋10%未満						
市場単価(構造物種別) : 一般構造物						
週休2日補正(標準の市場単価のみ) : 週休2日補正：現場閉所(月単位)						

単価表 第 3号

鉄筋工

単価表

(1)

金額：

内容：SD345 D13，一般構造物，10t未満，週休2日補正：現場閉所(月単位)

1 t 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
鉄筋工(市場単価) 一般構造物	t	1.0			
異形棒鋼 D13 SD345	t	1.03			
諸雑費	式	1			
	(	1	t 当り		)
*** 施工条件 *** 材料費(規格・径) : SD345 D13 市場単価(規格・仕様) : 一般構造物					
市場単価(施工規模)全規格・径の合計 : 10t未満 市場単価(時間的制約) : 時間的制約：無 市場単価(作業時間帯) : 標準					
市場単価(トン内作業) : トン内作業なし 市場単価(法面作業) : 法面作業なし 市場単価(太径鉄筋の割合) : 太径鉄筋10%未満					
市場単価(構造物種別) : 一般構造物 週休2日補正(標準の市場単価のみ) : 週休2日補正：現場閉所(月単位)					

単価表 第 4号

据付工(ポリエチレン管(融着接合)布設)

単価表

(10)

金額 :

内容 : φ 75mm

1 m 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
水道配管工 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	0.1			
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	0.18			
諸雑費	式	1			
	(	10	m 当り		)
	(	1	m 当り		)
*** 施工条件 *** 呼び径 : φ 75mm					

単価表 第 6号

継手工(ポリエチレン管(融着接合)布設)

単価表

(1)

金額 :

内容 : φ 75mm , 1口継手/箇所

1 箇所 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
水道配管工 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	0.056			[1]
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	0.056			[1]
諸雑費 14 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	1	箇所 当り		)
*** 施工条件 *** 呼び径 : φ 75mm 1箇所当り継手数 : 1口継手/箇所					

単価表 第 7号 継手工(ポリエチレン管(融着接合)布設) 単価表 (1)					
金額 :		内容 : φ 75mm , 2口継手/箇所			1 箇所 当り
名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
水道配管工 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	0.08			[1]
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	0.08			[1]
諸雑費 14 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	1	箇所 当り		)
*** 施工条件 *** 呼び径 : φ 75mm 1箇所当り継手数 : 2口継手/箇所					

単価表 第 9号

メカニカル継手(鋳鉄管布設)

単価表

(100)

金額：

内容：φ75mm以下

1 口 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
水道配管工 週休2日補正：現場閉所(月単位)	人	5			[1]
普通作業員 週休2日補正：現場閉所(月単位)	人	5			[1]
諸雑費 1 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	100	口 当り		)
	(	1	口 当り		)
*** 施工条件 *** 呼び径 : φ75mm以下 離脱防止継手・U形・特殊押輪使用による割増：割増なし 耐震型補強金具の使用 : 使用しない					

単価表 第 10号

フランジ継手(鋳鉄管布設)

単価表

(1)

金額：

内容：JWWA 10K，φ 65mm以下

1 口 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
水道配管工 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	0.05			[1]
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	0.05			[1]
諸雑費 1 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	1	口 当り		)
*** 施工条件 *** 規格 : JWWA 10K 呼び径 : φ 65mm以下					
耐震型補強金具の同時設置 : 耐震型補強金具:同時設置しない					

単価表 第 11号

フランジ継手(鋳鉄管布設)

単価表

(1)

金額：

内容：JWWA 10K , φ 75 (80) mm

1 口 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
水道配管工 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	0.11			[1]
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	0.11			[1]
諸雑費 1 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	1	口 当り		)
*** 施工条件 *** 規格 : JWWA 10K 呼び径 : φ 75 (80) mm					
耐震型補強金具の同時設置 : 耐震型補強金具:同時設置しない					

単価表 第 12号 硬質塩化ビニル管切断

単価表

(1)
1 口 当り

金額： 内容： φ 75mm

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
水道配管工 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	0.02			[1]
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	0.02			[1]
諸雑費 5 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	1	口 当り		)
*** 施工条件 *** 呼び径 : φ 75mm					

単価表 第 13号

小口径管布設(人力)据付工(鋼管布設)

単価表

(10)

金額：

内容：φ 40mm

1 m 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
水道配管工 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	0.15			
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	0.16			
諸雑費	式	1			
	(	10	m 当り		)
	(	1	m 当り		)
*** 施工条件 *** 呼び径 : φ 40mm					

単価表 第 14号 小口径管布設(人力)据付工(鋼管布設) 単価表 (10) 金額： 内容： φ 80mm 1 m 当り					
名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
水道配管工 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	0.2			
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	0.23			
諸雑費	式	1			
	(	10	m 当り		)
	(	1	m 当り		)
*** 施工条件 *** 呼び径 : φ 80mm					

単価表 第 15号

小口径管切断(鋼管布設)

単価表

(1)

金額 :

内容 : φ 40mm

1 箇所 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
水道配管工 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	0.02			[1]
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	0.01			[1]
諸雑費 3 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	1	箇所 当り		)
*** 施工条件 *** 呼び径 : φ 40mm					

単価表 第 16号 小口径管切断(鋼管布設) 単価表 (1)					
金額： 内容： φ 80mm 1 箇所 当り					
名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
水道配管工 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	0.03			[1]
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	0.02			[1]
諸雑費 3 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	1	箇所 当り		)
*** 施工条件 *** 呼び径 : φ 80mm					

単価表 第 17号 小口径管ねじ切り(鋼管布設) 単価表 (1) 金額： 内容： φ 40mm 1 箇所 当り					
名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
水道配管工 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	0.04			[1]
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	0.04			[1]
諸雑費 3 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	1	箇所 当り		)
*** 施工条件 *** 呼び径 : φ 40mm					

単価表 第 18号

小口径管ねじ切り(鋼管布設)

単価表

(1)

金額 :

内容 : φ 80mm

1 箇所 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
水道配管工 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	0.05			[1]
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	0.05			[1]
諸雑費 3 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	1	箇所 当り		)
*** 施工条件 *** 呼び径 : φ 80mm					

単価表 第 19号

小口径管ねじ込み(鋼管布設)

単価表

(2)

金額 :

内容 : φ 25mm

1 口 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
水道配管工 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	0.02			[1]
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	0.04			[1]
諸雑費 3 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	2	口 当り		)
	(	1	口 当り		)
*** 施工条件 *** 呼び径 : φ 25mm					

単価表 第 20号

小口径管ねじ込み(鋼管布設)

単価表

(2)

金額 :

内容 : φ 40mm

1 口 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
水道配管工 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	0.02			[1]
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	0.04			[1]
諸雑費 3 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	2	口 当り		)
	(	1	口 当り		)
*** 施工条件 *** 呼び径 : φ 40mm					

単価表 第 21号

小口径管ねじ込み(鋼管布設)

単価表

(2)

金額：

内容：φ80mm

1 口 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
水道配管工 週休2日補正：現場閉所(月単位)	人	0.03			[1]
普通作業員 週休2日補正：現場閉所(月単位)	人	0.05			[1]
諸雑費 3 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	2	口 当り		)
	(	1	口 当り		)
*** 施工条件 *** 呼び径 : φ80mm					

単価表 第 22号

小口径管布設(人力)据付工(鋼管布設)

単価表

(10)

金額：

内容：φ75mm フレキシブルジョイント

1 m 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
水道配管工 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	0.2			
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	0.23			
諸雑費	式	1			
	(	10	m 当り		)
	(	1	m 当り		)

単価表 第 23号

仕切弁 バタフライ弁設置・撤去(人力)

単価表

(1)

金額 :

内容 : 設置 , φ 75mm

1 基 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
水道配管工 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	0.05			
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	0.19			
諸雑費	式	1			
	(	1	基 当り		)
*** 施工条件 *** 作業区分 : 設置 呼び径 : φ 75mm					

単価表 第 24号

仕切弁ボックス設置工(円形1号)

単価表

(1)

金額：

内容：φ75用 H=600用

1 組 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ねじ式弁筐設置・撤去 設置 ,C形1号	箇所	1			単価表 第 25 号
レジンコンクリート製ボックス(円形)設置・撤去 設置 ,円形 1号(250) ,上部壁(H=150)	個	1			単価表 第 26 号
レジンコンクリート製ボックス(円形)設置・撤去 設置 ,円形 1号(250) ,底板(H=40)	個	1			単価表 第 27 号
諸雑費	式	1			
	(	1	組 当り		)

単価表 第 26号

レジンコンクリート製ボックス(円形)設置・撤去

単価表

(1)

金額：

内容：設置，円形 1号(250)，上部壁(H=150)

1 個 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	0.01			
諸雑費	式	1			
	(	1	個 当り		)
*** 施工条件 *** 作業区分 : 設置 種類 : 円形 1号(250)					
種類(円形1号) : 上部壁(H=150)					

単価表 第 27号

レジンコンクリート製ボックス(円形)設置・撤去

単価表

(1)

金額 :

内容 : 設置 , 円形 1号 (250) , 底版 (H=40)

1 個 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	0.01			
諸雑費	式	1			
	(	1	個 当り		)
*** 施工条件 *** 作業区分 : 設置 種類 : 円形 1号 (250)					
種類(円形1号) : 底版 (H=40)					

単価表 第 28号 止水栓取付工 単価表 (1)					
金額：		内容：止水栓のみ取付，鋼管用，φ 25mm			1 箇所 当り
名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
水道配管工 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	0.111			[1]
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	0.044			[1]
諸雑費 1 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	1	箇所 当り		)
*** 施工条件 *** 作業区分 : 止水栓のみ取付 管区分 : 鋼管用					
呼び径 : φ 25mm					

単価表 第 29号 止水栓取付工 単価表 (1)					
金額：		内容：止水栓のみ取付，鋼管用，φ 40mm			1 箇所 当り
名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
水道配管工 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	0.148			[1]
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	0.057			[1]
諸雑費 1 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	1	箇所 当り		)
*** 施工条件 *** 作業区分 : 止水栓のみ取付 管区分 : 鋼管用					
呼び径 : φ 40mm					

単価表 第 30号

硬質塩化ビニル管用鋳鉄異形管被覆

単価表

(1)

金額：

内容：曲管，φ 75mm

1 箇所 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
普通作業員 週休2日補正：現場閉所（月単位）	人	0.05			
ホリスリーブ φ 75×5.00	m	1			[1]
粘着テープ 厚0.2mm 幅50mm	m	2.8			[1]
諸雑費 2 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	1	箇所 当り		)
*** 施工条件 *** 材料種別 : 曲管 呼び径 : φ 75mm					

単価表 第 31号

硬質塩化ビニル管用鋳鉄異形管被覆

単価表

(1)

金額：

内容：フランジ短管トレスサージョイント，φ75mm

1 箇所 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
普通作業員 週休2日補正：現場閉所（月単位）	人	0.03			
ホリスリーブ φ75×5.00	m	0.4			[1]
粘着テープ 厚0.2mm 幅50mm	m	1.7			[1]
諸雑費 2 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	1	箇所 当り		)
*** 施工条件 *** 材料種別 : フランジ短管トレスサージョイント 呼び径 : φ75mm					

単価表 第 33号

管明示シート(鋳鉄管布設)

単価表

(100)

金額：

内容：アルミ ダブル

1 m 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	0.4			
埋設標示シート アルミ ダブル	m	100			
諸雑費	式	1			
	(	100	m 当り		)
	(	1	m 当り		)

単価表 第 34号

ホ° リエチレンスリーブ° 被覆 (鋳鉄管布設)

単価表

(100)

金額 :

内容 : $\phi 75\text{mm}$ 以下 , 粘着テープ°

1 m 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
水道配管工 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	0.25			
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	0.25			
ホ° リスリーブ° $\phi 75 \times 5.00$	m	150			
粘着テープ° 厚0.2mm 幅50mm	m	51			
諸雑費	式	1			
	(	100	m 当り		)
	(	1	m 当り		)
*** 施工条件 *** 呼び径 : $\phi 75\text{mm}$ 以下 固定具 : 粘着テープ°					
ホ° リエチレンスリーブ° 割増係数 α : 0.2					

単価表 第 35号 舗装版取壊し(バックホ直接掘削積込) 単価表 (100)					
金額：		内容：0cm超え10cm以下 , 山積0.28m3		1 m ² 当り	
名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	0.42			
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	0.63			
バックホ運転(管路土工) 山積0.28m3	時間	3.35			
諸雑費	式	1			
	(	100	m ² 当り		)
	(	1	m ² 当り		)
*** 施工条件 *** 取壊し舗装厚 : 0cm超え10cm以下 バックホ規格 : 山積0.28m3					

単価表 第 36号

バックホ掘削積込

単価表

(100)

金額：

内容：山積0.28m3 , 礫質土・砂・砂質土・粘性土

1 m3 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	1.9			
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	5			
バックホ運転(管路土工) 山積0.28m3	時間	11.1			
諸雑費	式	1			
	(	100	m3 当り		)
	(	1	m3 当り		)
*** 施工条件 *** バックホ規格 : 山積0.28m3 土質 : 礫質土・砂・砂質土・粘性土					

単価表 第 37号

管路埋戻(機械埋戻・バックホ)

単価表

(100)

金額：

内容：山積0.28m3 , 砂

1 m3 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	2.5			
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	6.8			
バックホ運転(管路土工) 山積0.28m3	時間	7.6			
クハ運転(管路埋戻)	日	3.0			
砂	m3	126			
諸雑費	式	1			
	(	100	m3 当り		)
	(	1	m3 当り		)
*** 施工条件 *** バックホ規格 : 山積0.28m3 埋戻材 : 購入					
埋戻材種類(購入) : 砂					

単価表 第 38号

管路埋戻(機械埋戻・バックホ)

単価表

(100)

金額 :

内容 : 山積0.28m3 , 流用土

1 m3 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	2.5			
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	6.8			
バックホ運転(管路土工) 山積0.28m3	時間	7.6			
クハ 運転(管路埋戻)	日	3.0			
諸雑費	式	1			
	(	100	m3 当り		)
	(	1	m3 当り		)
*** 施工条件 *** バックホ規格 : 山積0.28m3 埋戻材 : 流用土					

単価表 第 39号

路盤工

単価表

(100)

金額：

内容：施工幅 1.8m未満，仕上がり厚140 mm, 再生粒調碎石 RM-30

1 m² 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	0.78			
再生粒調碎石 RM-30	m3	17.78			
タンバ ^レ 運転(路盤工)	日	0.45			
諸雑費	式	1			
	(	100	m ² 当り		)
	(	1	m ² 当り		)
*** 施工条件 *** 施工幅 : 施工幅 1.8m未満 仕上がり厚 : 仕上がり厚140 mm 路盤材の種類 : 再生粒調碎石 RM-30					

単価表 第 40号

不陸整正工

単価表

(100)

金額：

内容：施工幅 1.8m未満，補足材：無

1 m² 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
普通作業員 週休2日補正：現場閉所（月単位）	人	0.52			
クハ ⁺ 運転（路盤工）	日	0.46			
諸雑費	式	1			
	（	100	m ² 当り		）
	（	1	m ² 当り		）
*** 施工条件 *** 施工幅 ： 施工幅 1.8m未満 補足材の有無 ： 補足材：無					

施工単価条件一覧表

名称・規格・条件

明細表 第3号-002 コンクリート

無筋・鉄筋構造物，人力打設，24-8-25(20)(高炉)W/C=55%以下，一般養生，現場内小運搬無し，しない<標準>(全ての費用)，小型車加算有り(4t車)その他の地区

明細表 第9号-001 コンクリート

無筋・鉄筋構造物，人力打設，18-8-25(20)(高炉)W/C=60%以下，一般養生，現場内小運搬無し，しない<標準>(全ての費用)，小型車加算有り(4t車)その他の地区

諸 経 費 計 算 情 報

単価適用年月日	令和 7年 9月 9日
単価適用地区	幡多土木事務所 3 地区(北部地区)
工種区分	構造物工事（浄水場等）
施工地域・工事場所区分の補正	補正なし
除雪工事で営繕費の補正を行う場合の補正	補正しない
緊急工事の補正	補正しない
前払金支出割合	3 5 %を超える（1.00）
契約保証に係る補正	金銭的保証
工事価格まるめ区分	万円まるめ
現場環境改善費の計上有無	計上しない
熱中症対策の補正有無	補正しない
週休 2 日の補正	現場閉所（月単位）（補正単価には、「週休2日補正:現場閉所(月単位)」と表示）